

魯迅の祖父周福清攷 (三)

—その家系、生涯及び人物像について—

松岡俊裕

第九章 事件後の周福清

本章では周福清の獄中時代、それに周福清の出獄してから死に至るまでの経緯について見る。

第一節 獄中時代

一 秋審

(二) 光緒二十年の秋審—停勾と情実犯の認定—

情実犯の認定 後に掲げる光緒二十一年九月十八日付の周福清免勾の理由を述べた上諭に「浙江省秋審官犯情実周福清」とあることから、周福清が事件の翌年光緒二十年の秋審で情実犯に認定されていてることが分かる。

秋審の手続きは一般に次の通り。毎年、年頭に刑部各司（十七司。浙江の場合は浙江司）が死刑の確定した事件を分類して『秋審重犯略節』を編み、司員の審査検討を経て秋審處總辦と律例館提調が閲覧したのち法廷で審査する。一方各省では總督、巡撫が毎年四月に囚人を省都に送らせ、省の司道と合同で審議し、判決を擬定した上、七月十五日以前に題奏する。刑部は五月中旬以前に、各省の擬定と部擬が一致しないものについて別に一冊名簿を作る。先ず各司で罪を審議し、秋審處では提調と坐辦が審議を主宰する。ついで法廷での審議が白雲亭にて実施される。そこでは滿漢尚書、滿漢左右侍郎が審議を主宰し、これに司員が参加する。最後の議定は、刑部が先ず事件と法司（刑部の尚書と侍郎）、督撫の各勘語をまとめた『秋審重犯招冊』〔全招方冊〕を印刷し、これを九卿、詹事、科道（六科給事中、十四道監察御史）に各一部届け、八月中に実施される朝審の一日前に天安門外金水橋西朝房で三法司、九卿、詹事、科道が『秋審招冊』に依拠して審査し、異議がなければ、合同で題奏し、異議があれば上奏して決裁を仰ぐ。決裁は情実、緩決、可矜、留養承祀等に分かれ、情実犯は勾到の五日前に覆奏し、普通十月中に処決され、他も年内には処理される。緩決犯は上奏の手続きを経て「杖一百、流三千里」、雲南、貴州等への充軍、繼續監禁等に減刑され、三度秋審を受けたのち罪状調査の上処罰される。可矜犯は流刑、徒刑に減刑され、留養承祀犯は大幅に減刑され最後は釈放される。（以上、「清国行政法」、「清代六部成語詞典」〔天津人民出版社。一九九〇年〕等による。）

この年は西太后の還暦に当たり、情実犯は恩赦により一律に停勾となつている（三月十一日上諭「命停勾今年秋審

情実各犯」)。

この年の浙江秋審の様子を伝える記事が『申報』⁽¹⁾に載つている(四月十一日「杭垣秋審」)。当時の巡撫は周福清の進士同年廖寿豊、布政使は趙舒翹、按察使は聶續纂。⁽²⁾

浙江各県秋審人犯、業已陸續解至省垣。護撫憲劉中丞於初五日在撫署大堂会同司道親鞫。是日黎明、藩臬兩司及巡道首府首縣先在官厅伺候。至辰刻、中丞盛服而出、四營武弁率同兵丁站圍、司道各官進謁。中丞升座後、各官均就位。据過三通、轅門大開、按經歷帶同差役、將各犯由西角門進。共計四十一起、犯人四十三名、逐一提訊錄供。第一起係犯官周福清、由杭府特委府照厅、至府監親提。該犯官乘輿^{而来}、身穿元青外褂、頭戴空梁涼帽、頭套細練、至轅門外下轎。俟撫憲升堂、即由西角門帶入、先望 闕叩謝 天恩、然後向公座行一跪禮、各憲均拱手相答。即將原供重錄一遍、仍由方照磨帶回府監收禁。該犯官所犯事閔科場大典、部擬杖一百、流三千里。旋奉諭旨、改為斬監候、秋後処決。本在不赦之例、本年恭逢 皇太后六旬万寿、已奉 恩詔、情實各犯一概停勾。該犯官雖得暫稽顯戮、然恐終難倖逃法網也。[略] 本届秋審情實者共有十余起、因奉 旨停勾、均發回原縣監候。事畢、時已午正、各憲均排導回署。

これによれば元官員周福清が一般囚とは異なる特別の待遇を受けていたことが分かる。

周福清にとつては初めての省段階の秋審であり、この年浙江当局に情実と認定され、その旨定擬具題されることになつていたのであろうが、正式に情実犯と認定されるには八月に実施される中央での秋審を待たなければならない。つまり周福清は四月の時点ではまだ正式の情実犯ではなく、従つて周福清は正式の情実犯に準じて恩赦が適用されたということになり、この点でも周福清は他の一般の情実犯とは異なる特別な配慮を受けたことになる。

また、この年の浙江での会審時の周福清の異常な様子を伝える記事が『申報』に載っている（四月十六日「犯官無礼」）。

護浙撫劉中丞秋審各県人犯、已登報牘。茲聞当日犯官周福清由府監提出、押解撫轅、審勘後、給以錢物、周福清將所給各物向中丞拋擲、幸站立各員遮護、不致被其擊中。中丞不與計較、但微哂而已。

浙江首腦による会審の場で、周福清が貰った錢と食物等を巡撫代理劉樹堂に投げつけたというものであるが、これが事実であるとすると、周福清にとって初めて初めての会審ということもあり、また判決後三ヶ月余りしか立つておらず、精神状態が極めて不安定であつたことを物語つている。

停 勾 但し前述したように光緒二十年は西太后の還暦に当たり、情実犯は恩赦により全員停勾となつてゐる（同年八月七日『大清德宗景皇帝実錄』に「刑部奏、本年秋審重人犯、應否停辦、得旨、著停辦」とある）。周健人は「升叔【周福清の二男鳳升】は秋審後に替わりに斬刑に処せられるのを待つており、一家全員一日が一年のような思いでいた。ところがこの年、祖父は平穀無事に終わつた。誰もが変だなと感じた。一体どういうことだ」（周健人前掲「升叔要求替斬」と記している。

後掲の翌年四月五日『申報』所載「浙江省秋審」によれば、この年結局緩決となり、その後軍罪に減ぜられたとするが、誤伝であろう。緩決ではなく恩赦により停勾となつたにすぎず、結局最終的に北京での秋審で情実と認定されたのである。

(二) 光緒二十一年の秋審—免勾と牢固監候へ—

浙江秋審　光緒二十一年の浙江秋審について、四月十五日『申報』所載「浙省秋審」は次のように伝える（同月八日実施。巡撫は廖壽豐、布政使は胡聘之⁽³⁾、「但し實際は三月に江蘇巡撫に昇任した前任の趙舒翹が依然として浙江按察使の業務に当たつており、杭州を離れるのは四月二十八日」、按察使は聶緝禦）。

浙江省於初八日舉辦秋審、因上年仰邀　恩赦、提勘之犯甚屬寥寥、全省共計九起十一名。先期由臬司聶仲芳廉訪造冊呈送、并派委候補県德大令恩、鄭大令學源在清河坊鼓樓前等處、各帶差役四名親兵四名彈壓。撫轅則有親軍營勇四十名、兩協兵丁四十名把守、並驅逐閑人以昭嚴肅。是日黎明、現任司道府廳及兩邑尊并派委執事各員、均齊集撫署。至辰初二刻、聞砲響三聲、廖中丞出堂、各官參謁後、然後升座。上設三位、中丞居中、藩臬兩司分列左右、運司及糧道巡道首府隅坐、當兵站立兩旁。司獄官督同禁役、將各犯由東角門帶入、逐一勘錄、即由執事官將應給各物按名分給、每犯大錢二百文、草席一條、角黍四枚、手巾一方、扇一柄、給畢後由西角門帶出。司道各官起立打恭告退、撫憲乃退入後堂、升砲掩門。又上年緩決犯官周福清一名、已減作軍罪、因未充發、故尚未過堂也。

これによると周福清は前年緩決となり、その後軍罪に減ぜられた（充軍）が、いまだ流刑に処せられていないため審理を受けていないとするが、前述したようにこれは誤伝であろう。減ぜられるとすれば充軍ではなく一般の流刑である。ただ前年法廷で暴れていることから、この年法廷の場に引き出されなかつた可能性はある。この年も前年同

様、浙江当局は情実認定の申告をしたのであろう。

予 勾 光緒二十一年の秋審では、同年九月十八日に最初予勾となつた（中国第一歴史档案館藏『上諭档』所収同年九月十八日付上諭による）。当該上諭（原文）は「奉旨・周福清著予勾。欽此」というものであり、これには「九月初四日、同四川等省黄冊見面帶上、未発下」という原注が施されている。各省の停決、予勾を一括して命ずる上諭も同日下つてゐる（同日『大清德宗景光緒皇帝実錄』に「勾到四川、陝西、浙江、江西、安徽、湖廣、江蘇、河南、山西情実罪犯、停決〔略〕浙江斬犯二人〔略〕、餘一百四十七人予勾」とある。官犯の場合はその旨明記されるため「浙江斬犯二人」に官犯周福清は含まれていない）。

免 勾 一旦予勾となるも、直ちに免勾の上諭が下つた（中国第一歴史档案館藏『上諭档』所収同年九月十八日付上諭による）。当該上諭（原文）は「奉旨・周福清著免勾。欽此」というものであり、これには「九月初四日、同四川等省黄冊見面帶上、十八日發下、由堂交内閣」という原注が施されている。この免勾は周福清の旧友薛允升刑部尚書が取り計つたものと見られる。

同日、免勾とした理由を記した上諭が下つてゐる（中国第一歴史档案館藏『上諭档』所収同年九月十八日付上諭による）。以下に当該上諭（原文）を掲げる。

光緒二十一年、浙江省秋審官犯情実周福清一起一名、謹將

勾到時所奉

諭旨恭錄於後。

一起斬犯周福清

係丁憂内閣中書、在籍守制。嗣該犯携僕陶阿順由籍起程進京、路過上海、聞知浙江正考官係殷如璋、素有年誼、起意為子求通關節、並欲為親友馬、顧、陳、孫、章五姓應試子弟囑託、希圖中式、俟考官允許、再告知各親友、并其文理清通者列名。該犯稔知各親友家道殷實、事成必有酬謝、即雇船駛至蘇州。適殷如璋船抵該處、該犯独自擬寫關節一紙、內開馬官卷、顧、陳、孫、章又小兒第八、均用「宸衷茂育」字樣、並寫洋銀一萬元空票一紙、加具名片裝入信封、令陶阿順先往投帖拜會、如果不見、再投信函。陶阿順將名片信函一併呈送船上、當被扣留、押解到浙、將該犯奏參革職、旋據聞拿投首。中途投遞信函求通鄉試關節未成、贓亦尚未與人、不無可原、是以未勾。

要するに「關節は成立していないし、賄賂も相手に渡っていないので、情状酌量の余地がある」というのであり、これは光緒十九年に刑部が判決を「杖一百、流三千」に擬定した際の理由と同じである。刑部の意向に変化はないということになる（当時の刑部首脳は薛允升を含めて判決時とほぼ同じ顔ぶれである）。

この免勾は次の牢固監候命令とセットになつてている。

牢固監候へ 光緒二十一年九月十八日「内閣題本」（中国第一歴史档案館藏）によると、九月十六日に刑科掌印給事中富亮等の題奏により当日一旦予勾の命令が下つたが、十八日に浙江道監察御史臣宗室鍾華等が免勾を請う題奏をし、当日牢固監候（嚴重禁固）命令が下つてゐる。

周福清著牢固監候「批紅」

題「印」

掌浙江道監察御史臣宗室鍾華等謹

魯迅の祖父周福清致（四）

題、為処決重囚事。玖月拾陸日、刑科抄出刑科掌印給事中富亮等題前事、覆奏浙江省情美官犯、奉旨：著候勾到。欽此。臣等謹遵定例、將浙江省情美官犯開列花名具

題、伏乞

聖鑒勾除、

勅下臣等遵照勾除交与刑部行文該省行刑、其決過日期、令該撫仍照例奏

聞、臣等未敢擅便、謹

題請

旨。

斬犯壹名。

上 年 周福清、係浙江紹興府会稽縣人。

光緒貳拾壹年 玖月 拾捌 日掌 浙江道監察御 史臣宗室鍾華

掌 浙江道監察御 史臣易俊 (差)

浙江道監察御 史臣賡 麗

浙江道監察御 史臣李念茲

免勾官犯については年末に改めて名簿を一括上奏し、牢固監候の上諭が下っている（「刑部奏、遵例查明免勾官犯、開單呈覽。得旨、何隆簡等、均著牢固監禁」。同年十二月二十三日「大清德宗景光緒皇帝實錄」⁽⁵⁾）。

(三) 光緒二十二年の秋審—免勾と牢固監候へ—

四月十二日『申報』所載「浙江秋審」によれば、この年の浙江秋審は四月六日に挙行された。巡撫は廖壽豐、布政使は龍錫慶⁽⁶⁾、按察使は聶繼樞。杭州府知府陳瑞は四月五日付で湖南岳常澧道に昇任している（後任は林啟⁽⁷⁾）。

杭州採訪友人云、浙江巡撫廖穀似中丞示期本月初六日挙行秋審大典。所有應派執事人員、先由臬司札委杭補同知孟司馬芳、候補通判孫別駕鼎、新候補同知葆司馬謙、候補縣程大令贊清、祁大令蔭甲彈莊、本司經歷陳君、照磨陳君、司獄顧君分給恩賞錢文及席扇等件、候補府照磨蔡君雲鼎、縣丞屈君慶雲点名、其余伝話巡風等官則委杭州府經歷陳君、司獄唐君、候補府照磨張君汝衡、伍君鍾濬、呂君應靖、縣丞金君乘輝、巡檢崇君照、從九戴君有慶、典史吳君文標、又仁和縣丞張君、典史方君、錢塘典史葉君、押解各犯則委府照磨方君提解官犯。屆期、司道以下印委各員齊集撫轅伺候。時交巳刻、伝発三梆、本標二營官兵持械站崗、中丞公服出堂、司道上前三揖、然後各就公座。應勘各犯俱由東角門点入、當堂勘錄、每名發給大錢二百文、及草席蒲扇手巾各一、角黍四枚、由押解官從西角門帶出。官犯一員、俟各犯勘畢由方君親提進署、先詣香案前謝恩、隨帶至案下照例錄供、亦由西角門而出。迨撫憲退堂、兵士撤圍、時已午正矣。

文中の「官犯一員」とは周福清のことであろう。この年は他の囚人とは別に審査が行われていることが分かる。本秋審は四月二十四日『申報』所載「浙江省秋審」で改めて取り上げられている。該文は「浙江秋審」の補訂文と言えよう。

浙江省本年秋審已紀報章、茲又得訪事人函云、應行提勘各犯、業奉撫憲處中丞牌示、定於初六日会同司道勘錄。

是日黎明、藩憲以下各官暨派有執事人員均齊集撫轅、辰刻中丞出堂、各官上前參見升座、四營兵士及親軍勇士站立兩旁、伝鼓開門。押解差役將各犯帶入、至二門前、由委員蔡君照庚及屈二尹慶雲逐一点進、當堂寫錄口供後、即照例發給大錢二百文、草席一牀、蒲扇一柄、角黍四枚、手巾一方、隨由原差帶從西角門出。有犯官周福清一員、係由府照厅方參軍提解帶至堂上、先行謝恩、然後勘錄。該犯係乘輿而來、頭戴空梁纓帽、身穿元青褂、頸繫鐵鍊。差役傳語猶稱為周大人云。

該文では周福清の名が明記されている。首に鎖をかけられ「周大人」と呼ばれる周福清の姿は、想像するだに痛ましい。

この年は両文中に「謝恩」とあることから、前々年同様この四月の時点で停勾となつたものともみられるが、同年九月二十二日『大清德宗景皇帝實錄』に「勾到江西、浙江、福建、湖廣、四川、陝西等省情實罪犯、停決江西斬犯一人、福建斬犯一人、湖廣斬犯三人、四川斬犯四人、陝西斬犯二人、余七十四人予勾」とあり、この年浙江情實犯が一人も停勾になつていなことが明らかなため、周福清は結局停勾とはならず前に前年同様中央での秋審で一旦予勾となり、のち免勾、牢固監候に改められたものと考られる。

(四) 光緒二十三年の秋審—免勾と牢固監候へ—

この年の浙江秋審は四月九日に実施された（巡撫は廖壽豐、布政使は周福清の進士同年惲彥彬の従兄惲祖翼^⑧、按察

使は丁峻⁽⁹⁾。四月十五日『申報』所載「浙江秋審」は次のように記す。但し該文には周福清だけに關する特別な記述はない。

杭州采訪友人云、浙江巡撫廖中丞示期四月初九日舉行秋審大典。是日黎明、司道以下執事人員齊集撫轄伺候。至辰初、中丞升坐大堂、司道以禮參謁、堂上設公座五、中丞居中、藩運兩司居左、臬司及巡道居右、堂以下四營弁勇列隊站圍。旋由巡捕官伝諭、押解官仁和縣典史方少尉、錢塘縣典史葉少尉將應勘人犯三十三起、計男婦三十四名口逐起帶入、錄取口供。杭州總捕同知孟司馬汎、候補通判餘別駕恭立、候補縣趙大令長保、盛大令鴻燾均在旁彈圧。勘畢、各給席、扇、手巾并制錢二百文、角黍四枚、由西角門帶出、仍寄仁錢二縣獄中。至沿途彈圧及各門巡風伝話執事等官、為仁和縣縣丞鄭二尹汎、候補府照磨李君兆熊、吳君應靖、候補府經歷郝君炳緯、候補縣丞符君天佑、候補巡檢程君國良、李君應昇、顧君廷貴。

文中に「仁和錢塘二縣の獄に監禁された」とあるから、杭州府獄に収監されている周福清の審理は免除されたのであろう（次に掲げる「虜囚土典」に「今回も從来同様最初の供述文書に花押し、法廷での審理を免除された」とある）。同年九月二十四日『大清德宗景皇帝實錄』に「勾到奉天、陝西、湖廣、浙江、江西情實罪犯、停決奉天斬犯一人、湖廣斬犯二人、餘六十人予勾」とあり、本年も浙江情實犯で停勾になつた者がいないため、周福清は結局前年同様中央での秋審で一旦予勾となり、のち免勾、牢固監候に改められたものと考られる。

(五) 光緒二十四年の秋審—免勾と牢固監候へ—

四月八日『申報』所載「慮囚大典」によれば、この年の浙江秋審は次の通り（巡撫は廖寿豐、布政使は惲祖翼、按察使は丁峻。杭州知府は林啟）。周福清は法廷での審理を免除されたという。

杭州訪事友人來函云、上月十一日為勘錄秋審人犯之期、所有執事各員、先期奉臬憲派定、榜示轅門。計彈圧人犯總捕同知孟司馬芳、候補通判桂別駕步鑾、余別駕肇龍、候補縣員大令蘊章、沈大令鑄、提驗人犯府經歷陳參軍、按照磨陳參軍、司獄顧參軍、仁和典史方少尉、錢塘典史葉少尉；其余各項執事委候補府照磨陳少尹志祥、縣丞朱二尹其選、徐二尹其璜、候補巡檢曹少尹炳曾。是日辰刻、藩臬運三司杭巡道一府二縣並各委員均謁撫轅伺候。堂上排列五座、撫憲居中、藩運二憲居左、臬道二憲居右、廖中丞因病未痊可、故未升座。伝發三梆後、各憲以次升堂、四營都守率同兵卒站圍、由提勘官將各犯從右角門帶入、点名錄供。共四十九起、男女犯五十二名口。逐一審畢、由執事官督同撫轅戈什哈分給錢物、每犯得錢一千文、饅首一枚、角黍一枚、草席蒲扇手巾各一。內有犯官周福清一員、業經四次秋審、本屆仍照原供画押、免其提勘。事畢、營兵撤回、各官俱退、旋復進謁撫憲面呈勘錄各供、各犯仍由原解官帶回暫寄兩縣獄。

同年九月十八日『大清德宗景皇帝實錄』に「勾到奉天、陝西、湖廣、浙江情實罪犯、停決〔略〕浙江斬犯二人、餘五十九人予勾」とあり、周福清はこの年も一旦予勾となり最終的に免勾、牢固監候となつたのであろう。なお四月四日には、杭州府獄に収監中の強盜犯が病死している（四月十二日『申報』所載「盜犯病斃」）。

(六) 光緒二十五年の秋審—免勾と牢固監候へ—

この年の浙江秋審は、四月十二日に実施されることになった。四月十一日『申報』所載「惟刑之恤」によれば、

杭州訪事人云、秋審為錄囚大典、浙江應勘人犯俱於日内陸續解齊、分寄仁和錢塘兩縣獄。旋經撫憲劉景帥牌示、略謂：本届秋審應行提勘各犯、本部院定於四月十二日会同司道審錄、仰各屬原解委員督同差役提犯到轅候審。特示。

四月十七日『申報』所載「武林錄囚」によれば、この年の浙江秋審の状況は次の通り。

杭州訪事友人云、本月十二日為浙省秋審之期。是日辰刻、藩臬兩憲及執事各員齊集撫轅。既而劉景韓中丞升座、兩司分坐両旁、提牢官隨將應勘各犯從西角門帶入。中丞逐一研訊、飭吏照錄供詞。計共十三起、男婦犯十六名口。每人賞給草席一牀、蒲扇一柄、手巾一方、青蚨二百翼、角黍四枚、饅首二枚、由按察司司獄顧參軍一一給發。杭補同知孟司馬、仁錢兩邑宰及候補通判余別駕肇龍、候補縣鄧大令心芬臨場彈壓、並由臬憲札委候補縣高大令廷瓊、府經歷蔡參軍煥熙、県丞曹二尹榮培、巡檢崇少尹照、典史譚少尉崧、從九品蔣少尹朝琦照料一切。此外、大門巡風者為候補府經歷陳參軍時夏。及審勘已畢、各犯俱由東角門帶出、各官亦次第過回。

周福清の審理は前年に引き続き免除されたのである。同年九月十六日『大清德宗景皇帝實錄』に「勾到奉天、湖廣、浙江、安徽、江西等省情實罪犯、停決〔略〕浙江斬犯三人〔略〕、餘七十三人予勾」とあり、周福清はこの年も一旦予勾となつたのち免勾になつたのである。

浙江秋審時の巡撫は劉樹棠、布政使は惲祖翼、按察使は李光久⁽¹⁰⁾。

(七) 光緒二十六年の秋審—停勾—

この年光緒帝は三十歳となり（誕生日は六月二十六日）、恩詔が発布され、恩科鄉試会試の実施⁽¹¹⁾、停勾の命令（一月八日上諭「本年秋審朝審情實各犯、著停止勾決」）など各種の恩典が与えられた。周福清釈放の根拠となつた脱獄犯への恩赦（「庚子の乱中に出獄した犯人で事件が落ち着いた後に自首して來た者を悉く免罪とする例」。後述）も皇帝誕生恩典の一つとして実施されたか。

四月十二日『申報』所載「示期秋審」によれば、この年の浙江秋審は四月十日と定められたという。浙江秋審時の巡撫は劉樹棠（十月革職）、布政使は惲祖翼、按察使は榮銓（杭州府知府林啟は三月二十四日に病氣のため出缺、候補知府朱啓鳳「小笏」が代理に）。

杭州訪事人云、秋審為國家慮囚大典、浙江巡撫劉景韓大中丞查照成案、提前赶辦。前經臬司衙門通行各屬、將應勘人犯陸統解省、分寄錢塘仁和兩首具獄中。本月初六日、撫憲牌示轄門云・本年舉辦秋審、本部院定於初十日督同司道當堂勘錄。為此、仰各官一体遵照毋違。特示。

その時の様子が『申報』に載っている（四月二十三日「浙省慮囚」）。

杭州訪事友來函云、浙江巡撫劉景韓中丞示期本月初十日舉行秋審大典。是日卯刻、由臬憲榮伯衡廉訪委員、各前縣所解人犯押解至頭門外伺候。有頃、各官相繼命駕而來。至七點鐘時、中丞伝点升堂、各官謁見後以次列

坐、隨由巡捕官伝諭提犯聽審。各委員將人犯由東角門押入、計四十二起、男婦四十四名口。逐一審訊錄供、按名分給青蚨二百翼、蒲席草扇手巾各一、角黍四、饅首二、隨由西角門押出。

この浙江秋審で恐らく停勾の恩赦命令が伝えられたのであろう（この年も周福清は出席を免除されたか）。恩詔が杭州に届くのは四日後の四月十四日のことである（同月十九日『申報』所載「恭迎恩詔」）。

二 入獄状況

（一）二孫周作人が伝える周福清の入獄状況

五十年後の一九四五年、対日協力の容疑で漢奸として獄舎に入ることになつた周作人は「五十年前之杭州府獄」（周作人自編『知堂乙酉文編』所収）を書いて当時を回憶し、花牌樓の仮寓の様子、阮元甫の仕事振りと人柄、仮寓から府獄までの間の町の様子、獄舎内の様子、周福清の獄内での暮らし振り、他の囚人の様子などを詳細に伝え、ひいては窮乏の故に強盜を働くが結局お縄になつて処刑されるに至つた者や国民に飯を食べさせるために革命の道を歩んだ陶煥卿にまで話が及んでいる。周福清は、翰林出身者である上に、現職の刑部尚書の親友であるとともに杭州知府とも息子が友人同士であることから、当局により特別な配慮が加えられたのであろう、獄舎内で比較的自由を得ていたことが分かり、大変興味深い。

書き手の周作人に即して言えば、科挙受験用の勉強の手ほどきを授けてくれるなどしてくれたことで尊敬も正在してい

た祖父と同様に獄に繋がることになつたことに何か因縁のようなものを感するとともに、自分を獄に繋いだ国民党に対する批判の心情を間接的に表現したかったのだろう。

(二) 周鳳紀の伝える周福清の獄舎内での様子

族甥の周鳳紀は、周福清は最初緊張していたが（『申報』の伝える話と符合する）、やがて落ち着いたとして、次のようなエピソードを伝えている（前掲「三台門遺聞佚事」）。

初時甚為緊張、久亦淡然。介孚公系官犯、封建時期雖在繩縛、管理上究較普通人犯來得舒適。且可免加刑具象鐐、銬、鉄索之類的。看管罪犯的“禁卒”（即后来所稱為“看守”者）對普通人犯則豎橫需索无所不為、對官犯則馴若綿羊転為罪犯服役。給介孚公服役的禁卒、一日跑到介孚公面前打了一個扦、（屈一足、手垂地行禮、清朝謂之打扦、系下対上、卑對尊的禮節）口說：“大老爺恭喜！”介孚公知事不妙、即問禁卒說“釘封”（清朝処決死刑的公文、系于文件放入封袋后、在封袋中央用錐穿一孔、用紙捻釘入孔內、兩面用糊把紙捻粘附封袋、再鈐章加火漆、謂之“釘封文書”、以防泄漏秘密、設為囚犯所知、進行自殺、官吏須受嚴重処分）到了嗎？禁卒回答說：“請大老爺升天。”介孚公听了后形色自若地換上公服（即靴帽袍套、只帽上无頂飾、改天青褂為元色褂不綴補服、在未行前還須向北闕叩首謝恩、普通人犯則沒有這些花樣）靜坐待提。候了一些時刻、沒有動靜、知道還早。「略」經過了這些手續才提出人犯驗明正身、賜与酒肉、先問有无冤枉、繼問有无遺囑、最后勉励下世務必做一个好人、這才動手插標捆綁、一切的一切、介孚公是知道得很清楚的。于是他就坐下来先写遺囑、再給親友写留

別書、見還无動靜、又把存在獄里的私人衣物都開清单、正在処分這些事事情的時候、「禁卒」忽然很匆忙地跑進來對他又打了一個耳光、口中仍喊「大老爺恭喜」。介孚公認為是來提了、他不慌不忙地站起來準備出去、禁卒忙把他按住、說：「真的恭喜了」。剛才的釘封是另一個同音不同字的武職官犯。這才知道是禁卒誤會弄錯。可是介孚公的從容鎮定是旁人所做不到的。

三 実家への便り

周建人によれば、入獄後周福清は紹興の実家に決まって月に一度手紙を寄せたが（『魯迅故家の敗落』十一「誰是呆子孫」）、その際いつも宛先の地名覆盆橋の「覆」字を「福」字に替えていたという（前掲「升叔要求替斬」）。これは偶然ではなく縁起をかついで故意に福盆橋と書いたという周建人の推測は多分間違いあるまい。

四 『恒訓』の執筆

光緒二十五年一月十八日、入獄中の周福清は自家の家訓『恒訓』の執筆を開始し、同月二十二日に完成している（『恒訓』の首尾に「光緒二十有五年歲次己亥元月十八日」、「光緒二十有五年太遜屠維大淵獻陬月二十二日書竣」とある）。周作人は光緒二十二年に書いたとし（『魯迅的故家』第一部「百草園」六一「恒訓」）、張能耿は光緒二十二年に書き始め光緒二十五年に書き上げたとしているが（「魯迅祖父的生平和為人」「祖父的科場案」「魯迅早期事迹別録」『

所収」)、いざれも間違いである。執筆直後に朱家から縁組みの申し入れがあった(前出)。

原本は紛失し、長孫の魯迅が南京で書き写したもののが現存している(北京図書館蔵)。写本の裏表紙に「己亥「光緒二十五年」十月上翰孫樟壽謹抄於江南陸師学堂」と記されている。内容は一言で言えば、治家のための教訓と家鑑(家史)。原文が『魯迅研究資料』第九輯(一九八二年一月)に収められている。この『恒訓』の内容、執筆目的など委細については、次章、最終章「周福清の人物像」の中で改めて取り上げる。⁽¹²⁾

五 『桐華閣詩鈔』の執筆

周福清には自作詩集『桐華閣詩鈔(二十八題)』があり、光緒二十三、四年頃に長孫の魯迅が書き写したものが現存している(最後に「會稽周福清介孚著 長孫樟壽錄 光緒戊戌以前」とある。北京魯迅博物館蔵)。桐華閣は周福清の書齋名。

この筆写については三弟の建人が手伝ったという。何恩信「艱難困苦、玉汝于成——記周建人早年在紹興的生活」(『紹興文史資料』第二輯)による(「確實、周建人的學問大半靠的是自学。他一方面向他二哥學習國文、一方面帮他大哥抄書、象玉田公公所作的《靈湖竹枝詞》一百首、祖父介孚公作的《桐華閣詩鈔》等」)。

本詩集については、未紹介の珍しい資料なので、ここで原詩を示すことにする(別途訳出の予定)。これについても詳しく述べては次章「周福清の人物像」の中で必要に応じて取り上げることにする。

ついでながら翌春、周家の女僕で魯迅に『山海經』を買ってくれた「長媽媽」(夫は余姓。家は会稽県東浦大門溇

にあつた)が亡くなつてゐる。

①「題抱好月圓人壽圖（并引）」（古詩三十六句）

花縣奉版輿之樂、而河陽則惠澤無傳。月江迎畫艦之游、而臨汝則慈雲誰仰。孰如謙三劉君者賢令尹？江陰治譜推周子以神君。太夫人霞舉家聲、媲魯侯之壽母。鍾英溟海、權篆機山。正日愛夫三冬、忽星移於九月。鶴唳華亭、形軒僕駕。鳬飛葉縣、赤鳥公歸。紀南園之循行、人皆蒼赤。會西園之雅集、壽以丹青。當年投杼、緬懷孟母三遷。去後栽桃、惟願劉郎再至。口占短什、心祝長生。

吳牋一幅燦烟霞、疑是稚川仙令之移家。鵠鷺月御雲間輦、瑤草琪花海上楂。花看迎輦風光好、神仙眷屬來蓬島。清白家風母教承、未容宦海抽身早。九転丹成五色泉、雲山谷水吏如仙。奉親喜色毛公檄、學通聲聞武邑弦。雲璈月管羣仙侍、翩々雙鶴橫雲至。金母頒桃壽世人、麻姑擲米成遊戲。花妃獻瑞、月姊行觴。銅仙之露雲母漿、延年益壽藥未央。舉家來萬壽、佳節遇重陽（用成聯）。誰知彭澤陶公菊、化作岐山召伯棠。淮南拔宅登雲路、攀轍未許星軒駐。有石深鏽去後思、無襦翻訶來何暮。年々花月享清華、益地圖傳阿母家。春靄瑤林開壽宴、碧桃八十一番花（用成句）。花芳月滿人長久、寫生筆妙生春手。九霄鸞鶴恍歸來、使君還我齊翹首。

②「前題（十首）」（七絕）

星槎月輦列仙羣、玉管瑤簫處處聞。千萬部民齊引領、橫雲山半擁慈雲。
堂集三鱸宅相夸、昆明池月憶清華。未歸遼海千年鶴、先種河陽一縣花。
花獻麻姑次第看、版輿迎奉久承歡。圖成富貴兼耄耋、千朵紅雲護牡丹。
謙吉三爻服萬民、良男坤母一家春。神仙行地無疆壽、山有臺萊頌謡頻。

圖繪移家葛稚川、羅空離合小游仙。華亭月滿丹成早、惠澤長流五色泉。

雙履高騫葉令鳴、雲間金母侍仙姑。來春八秩開桃宴、應願將身入畫圖。

多少浮湛「通「沈」」宦海人、年々踪跡逐紅塵。慈雲擁護仙風引、誰識瑤池別有春。

西風吹送月輪馳、紅葉黃華繫去思。記否朱陳圖嫁娶、杏花村裏勸耕時。

瓊崖楊族多耆壽、淮水劉宗並列仙。東塢桃花開萬樹、西池桃實熟千年。

晚霞照耀海天紅、戴勝傳觴萬國同。倘效穆王行歷久、圖傳益地偏吳中。

③ 「洋場雜詠（十首）」（七絕）

忽成貝闕與珠宮、各國衣冠十里中。一自通商來舶棹、萬花齊傍海雲紅。
車走雷聲馬逐龍、洋洋棧列重々。自鳴報刻全無準、機巧徒夸四面鐘。
感慨情隨樂事遷、何論滄海變桑田。卅年游歷都陳迹、萬里雲兼一洞天。
船行如駛挾輪雙、捷徑先開自海邦。從此中原諸仕宦、不過袁浦過申江。
花嬌柳媚競棲鶯、樓閣參差馬路平。海月半街燈萬點、江風吹送管絃聲。
悵望江天有所思、靜安寺外馬車馳。劇憐無數鶯花刦、起自西風捲地時。
洋場十里儘消魂、豔跡何須憶白門。楊柳秋風馳塞馬、桃花春水買河豚。
琵琶聲裏卸征帆、買醉尋歡興不凡。淚濕江州司馬夜、才知紅粉誤青衫。
上海如何改上洋、不關利鎖與名鑑。鯨鯢跋浪風波惡、轉眼歡場即敵場。
花枝如海酒如潮、食客三千又見招。却憶春申君往事、李園小妹進纖腰。

④ 「水月電燈」（七言古絕十首）

電光繞斗軒轅生、日月光華百宝成。亞當政教溥瀛海、遺道守器益精。
上窮月窟下淵島、抉剔精英矜製造。既濟未濟象曳輪、發機畫卦開羲皞。
元燈耿耿千萬年、泰西人智測幾先。水熱生氣光生熱、地球一氣相迴旋。
氣收水電成奇器、鐵線經天車行地。電閃生光月代燈、華人珍貴夷人利。
燭天光焰徹通宵、赤城之霞黃浦潮。水流月湧游人逐、安得捧海將螢澆。
礮火開花漿鶯粟、水深火熱先流毒。故矜技巧竭脂膏、那數南油與北燭。
一燈氣洩千衢燃、海國奇災時有聞。炎炎者滅隆隆絕、咸陽火接芒碭雲。
雷聲霹靂電光紫、狂飈接地燈神死。萬片玻璃硬雨飛、港翻月黑天如水。
巧者計拙智者愚、中流覆舟千金壺。風光不改好景在、客亦知夫水月乎。
星雲紀官明歷數、萬國樂航遵王路。千古薪傳明德明、五兵銷盡蚩尤霧。

⑤ 「從軍行」（五古）

行々重行々、男兒事長征。嘵嘵媿家將、大功出書生。
古昔賦從軍、外患禦邊城。今日賦從軍、內訌剿編氓。
古昔賦從軍、鍛騎奪先聲。今日賦從軍、鋼甲鬪滄瀛。
不見兵刃接、但聞槍轍鳴。癡兒泥成法、趙括堂長平。
漢奸行我法、新莽挾孺嬰。笑彼鰐與鰐、何以敵長鯨。

服民恤民隱、禦敵悉敵情。大帥不恃才、一心抱忠貞。

五德師鄂王、城維衆志成。海戰利水雷、陸戰利地營。

浪戰避強敵、堅守仗鄉兵。誘入一路伏、截殺全軍傾。

悍卒無生還、當年俄覆英。朝端振乾綱、剔奸勵忠誠。

信賞亦必罰、黜陟心無盲。朋黨消新舊、門戶息紛爭。

加賦激流寇、宦豎秉國衡。臺僕倚權要、指嗾供使令。

殷鑒不在遠、覆轍視前明。禦外必靖內、先求仕路清。

和金復和元、割地旋敗盟。一悞解全局、似道與蔡京。

姚軍與韓軍、師出非無名。軍覆國亦隨、豈惟民命輕。

寄言從軍士、慎重請長纓。

⑥「山茶花（四首）」（七絕）

綠腴紅豔占春先、香味徐參茗飲前。看到花殘春已半、清風甘雨采茶天。
葉如茶類特名茶、點綴冬山艷擁霞。耐久儘看旨日歷、凌寒不畏雪霜加。
團香簇錦滇川路、杰玉丹砂富貴家。為向瀛洲三島客、海紅花可勝櫻花。
也共棟英冠羣芳、花香清雋勝茶香。睡鄉回夢臨川葦、若土風流玉茗堂。

⑦「題徐琴仙詞史梅花畫幘（六言）」（絕句三首）

斗帳春回綺夢、茜窓月印橫枝。遙想玉樓寒倚、寫生華妙徐熙。

彈罷梅花三弄、笑看半面妝成。彷彿暗香疎影、傳來綠意紅情。

萼綠華今小謫、世間誰是羊權。贈到一双跳脫、分明華月重圓。

⑧「越地名竹枝詞」（五絕）

沈園春正濃、捨子情難捨。郎住訪花橋、妾居菡萏淮。

⑨「秋興（四首）」（七律）

南皮瓜李宴初停、彈指西風冷画屏。戲馬臺高登九日、牽牛渚近祝雙星。三軍紀律駕鷲陣、一代平章番蠻經。記否伊涼聲入破、霓裳曲換雨淋鉛。（貴家）。

閔山極目漸蕭條、千古興衰酒一瓢。馬當風乘牛渚月、廣陵濤接浙江潮。倚樓遺韵傳長笛、橫槊豪情付洞簫。投筆从戎懷往事、玉門今已老班超。（文士）。

征鴻信後寄情遠、絡緯聲中別緒深。紅藕香殘涼玉筭、黃花影瘦捲晶簾。因時長短憑衣帶、和月團圓祇鏡奩。采偏芙蓉風露冷、秋心無奈上眉尖。（閨中）。

黃花翠竹真如佛、桐帽梭鞋自在仙。滿院輝香僧了悟、一庭松影鶴酣眠。破除塵路乘風卓、洗盡凡心印月圓。豪興未除煢士態、孟蘭會並慢亭筵。（方外）。

⑩「秋興又（九首）」（五絕）

餘炎留夏暑、一雨麥煢涼。預借元宵後、金風埽汴梁。
不聞南薰歌、但報西風捷。煢來人未知、玉階墜桐葉。
人間逢七夕、天上會雙星。乞巧計何拙、庭陳瓜果馨。

一堆怜腐艸、熠燿候宵行。捧海澆難滅、螢光徹夜明。

瓜架露華冷、豆棚涼月陰。虫天鳴得意、人世感秋心。

江上潮何怒、雄心慰園廬。報仇能雪恥、千古一靈胥。

潮起芦花白、風遲桂子香。中秋偏遇閏、會待月重光。

風雨重陽近、詩成亦自豪。傳聞烽火息、曠覽獨登高。

宋玉悲秋賦、何時悟楚王。杜陵秋感興、事業惜中唐。

⑪ 「酒旅」（限均）（七律）

一幅青帘豁醉眸、黃爐香烈試新篋。錯疑天上星旗落、邀得人間月佩留。小市秋風楊柳店、板橋春雨杏花樓。飲和爭似衢尊設、九陌塵清望玉旛。

⑫ 「偶成」（五律）

客思秋方覺、閒情夜更濃。蟲声依碧蘚、月色豔青松。砧動誰家杵、樓鳴遠寺鐘。一燈紅豆裏、歸夢太惺忪。

⑬ 「黃蝶」（十四三言旧作）（五絕）

領隊繞花房、春風戰一場。羣英收拾盡、加牀御裏黃。

⑭ 「為汪子九如題桃源圖」（七律）

不須重訪武陵春、點綴溪山當問津。芳草落英三月路、桑麻雞犬六朝人。非秦非漢閒中境、如意如仙刼後身。爭似北窓高卧者、晚香鄆賦菊花新。

⑮ 「蘇小説墓」（七絕）

繁華六代渺輕雲、三尺圯央伴夕曛。一片性情同萬古、蘇娘墳對岳王坟。

⑯ 「岳忠武墓」（七絕二首）

同治丁卯八月十七日試畢、作西湖之游。由小之墳遙瞻岳公墓、牆角醜狀亦陶鑄一新、憤然有觸、欲作小詩、未果也。抵家後二十八日忽憶前游、補成二絕、聊以識感。

鬼氣驕人瞞帝闔、當年和議問誰人。世間不少秦長脚、合把黃金鑄賊臣。
誰延醜虜遍中州、習藝求援鬼亦羞。莫恨冤興三字獄、黃龍猶自善邊籌。

和戎辱國、賊臣奮不顧身、尚富貴而已。然放南宋史、未許金以婚媾也、未許金以稠雜都圻也、未許金以邪說瞽民也、未許金以培克貲帑也、未許金以侮弄荐紳也、未許金以役長吏也。且擒楊方諸賊、不聞求助于狼主也。吁後之議和者袞々諸公、曾逆松之不若。安得大小裨將軍奮槌盡斃、并銷九州鋒鏑、偏鑄若輩邪。

⑰ 「題謝文節集」（七絕）

白雁一飛霄鶴驚、泰山為重鴻毛輕。杜鵑啼斷無天情、忠魂化作朱鳥鳴。

⑱ 「登虎邱寺見生公石已無成一絕」（五絕）

何須問霸圖、一刹瞰全吳。誰說生公法、年來石也無。

⑲ 「閱明季『南北畧』」（七律四首）

錫山計用竇刺明季野史、成『南北畧』、中雖多訛誤偏私、而二帝三王自取敗亡之政顯若螺紋、閱竟有慨、率題四律。

海棠花謝了殘春、襟上猶題御墨新。十七年誰扶弱主、九千山早奉奄臣。紛更將相多無賴、感召兵荒信有因。一事

差堪夸列辟、不從劉敬勸和親。

逆案新翻慰逆臣、只求一詔靖烽塵。脂膏括盡豺狼飽、門戶紛爭鼠雀馴。用夏變夷天有主、聚兵作盜地無民。佛郎機礮銑紅衣礮、利器雖多利敵人（右『南畧』）。

計吏多方利盡搜、朝廷草野竟成仇。人求安飽民心貳、天厭昏庸王氣收。那惜封疆隨日蹙、且耽声色恣風流。南朝監國諸王在。玉友金昆貉一邱。

諸人擾攘思存漢、無奈天心早厭明。誰徇孤忠扶帝子、翻成大劫了民生。賊奴貪暴操兵柄、學究昏庸掌國衡。槐國衣冠真蠻聚、却教遺老嘆忠貞（右『北畧』）。

㉚「題瞿雅夫參戎（先仲）桃花画冊（三首）」（七絕）

露種霞裁近紫微、不隨凡卉鬥芳菲。春風吹遍沅湘路（瞿湖南人）、珍重東皇早賜緋。

中流整楫渡江時、桃葉桃根繫所思。遮莫東風須識面、生花仙管寫三枝（時瞿一妻二妾、尚滯台州官廨、故調之）。萬戶千門管領中、分符齊映海門紅。他年合倩丹青筆、為爾重傳守禦功。

㉛「金陵雜詠（九首）」（七絕）

十里名堤集畫橈、酒人如霧伎如潮。山柔水媚春風蕩、天設金陵送六朝。唱罷迴波唱逝波、忽聞鐃吹忽聲歌。秦淮明月清溪水、曾照驚鴻固影多。

春蘭秋菊艷深宮、王氣潛消醉夢中。帝主詞人臣狎客、那堪敵國有英雄。月鉤斜掛柳條西、高下紅樓一望迷。料得玉人扶病起、綠陰深處有鶯啼。春風開遍小桃花、一片黃埃簇絳紗。却記一堆烟翠裡、當年曾醉那人家。

綠楊影裏競張弓、偷狗餘閒講武功。三百兒齊拍手、顛癡天子射蕭公（童）。

百萬鳶花送洛城、不須憂鄭更危明。南朝例有降天子、太子南行帝北行。

箋抄燕子界烏絲、臣鐸簽名奉勅時。戟手罵王、色赧、犯顏強諫不嫌遲。

天生朋質助繁華、沈醉春風色暈霞。桃葉桃根留古渡、六朝佳朋盡桃花。

(22) 「警游女」（七絕）

數枝紅艷出誰家、衆目傳情衆口誇。應怪游人無忌憚、不分良賤總稱花。

(23) 「嘲菊」（七絕）

縱誇五色奈秋深、紅紫拖青更擁金。競向世間稱憲逸、寄人籬下是何心。

(24) 「武陵懷古」（七絕）

錢王英武趙王孱、管領山河半壁間。莫笑詞人成帝主、南唐猶唱念家山。

(25) 「孤山林小岩典史臺」（七古）

燒香會刦金田獄、為虺勿摧蛇肆毒。賊鋒所至無堅城、典守何人皆芻木。獨松屹然峙雄閥、棄此不守真愚頑。捐金募勇、即賊、開門揖盜非兵孱。中丞微服死蓬戶、百萬生靈成塵土。竄逃降服多高官、遂令一尉能千古。園門忠節扶綱常、後人慕義知旌揚。西湖之曲荷風涼、孤山之麓棟雪香。奇香郁烈由根柢、捲地狂風萍未起。釀成大刦全大節、浙西粵西兩典史。

狂飈起于萍末、金田事可鑒烈。香生于荃・仁和事知官無大小、皆閔國計、為・虎・・不可不慎。

(26) 「詠蠟美人（二首）」（七律）

膚勝凝脂體勝酥、小名端喚黃姑（楊萬里蠟某詩·不餐烟火祇餐蠟、化作黃姑驕造物）。棠紅高照初醒未、蕉綠橫陳有味無。偏撫肌渾屬玉、倘垂別淚盡拋珠。偏梅花助新妝靚、不伴檀奴伴燭奴。

蠟佛蠟僧傳竺國、人懷彼美見西方。身輕似燕來花院（「山晉記」·人曰絲雞蠟燕）、腰細如蜂出蜜房（杜甫詩·天寶割蜜房）。欲寄臘箋封素簡、漫燒高燭照紅妝。橫陳笑視真無味、始信溫柔別有鄉。

⑦ 「采蓮曲」（五言古絕十五首）

采蓮復采蓮、津路縱相接。實盡采蓮華、華盡采蓮葉。

茎葉一騎尽、何論實与華。勸伊休竭澤、留藕長萌芽。

四面繞孤蒲、一畝圍蓮沼。采擇豈無時、君子愾羣小。

密々遮湖綠、亭々映日紅。花開多受露、葉大只隨風。

香艸何人采、繁蕪起浮中。雨湖々水淺、菱芡蔽蓮叢。

小艇花叢裡、紅粧漾綠波。采蓮人不見、聽偏采蓮歌。

匝地蓋青錢、漫天張翠蓋。一水托汪洋、荷風播中外。

歛愛采蓮花、儂愛采連子。憐子為憐花、盟心同白水。

嫩碧新蓮子、殷勤歡共賞。願卽知此味、甘苦却同房。

蓮日波中影、蓮振鏡裏春。傾城更傾國、莫采如花人。

鷗盟聯一心、鷺立拳双足。蓮界平清涼、無奈秋風促。

采偏繁華路、瓊英何處尋。異花無已色、全藕卽全心。

我欲歷芳叢、驕陽烈日中。蘆花江上老、祇解媚西風。
采蓮多少女、知否唱田丫。却芙蓉中妓、齊歌相府蓮。

葉丫不離華、清淨西方土。驀起鯉魚風、吹得花無主。

㉙「雲片石」（七律三首）

雲根是石何成片、石質雲容變化間。開國戰功龍塞磧、移家居處虎林山。臺中玉映冰心在、頭上詩催雨意「還」。
伴我硯枯因潤潤、墨光吹散亦留斑。

位置山屏水硯中、片雲片石合玲瓏。書來墨藻痕嫌淡、移近瓶花色映紅。黑質白章分造化、夙斤月斧運神工。補天
有願腸空熱、崑玉何時氣吐虹。
岱雲觸石生膚寸、石割雲腴肖片雲。養趁晴天排一一、潤含雨澤列紛丫。詩篇檢点踐誰擎、墨藻香浮石不分。珎重
西山遺跡在、天章手抉表奇文。

㉚「電氣燈」（七律三首）

智能燭理辨微茫、積氣成天即化光。不夜有城因電白、通明無殿奈昏黃。綫傳日報千盤曲、車走雷聲萬里長。三百
由旬泡影速、傳燈慧解讓西方。

月闇重城鬼氣驕、野燐千點見通宵。但看青有燈痕逗、才信紅無燭影搖。猛觸熱光山吐燄、潛然陰火海生潮。一輪
辜負申江月、徹夜清光照九霄。

電收氣聚焰宵騰、却勝當年地火燈。遠照有光流寶鏡、高懸無影掣金繩。閃隨碧漢星千點、光逐青霄月半稜。國是
無雷城不夜、一綻紅日又東升。

六 子弟の教育

周福清は、すでに記したように子弟の科挙受験に強い関心を抱いていたが、それだけでなくその一般の旧詩の学び方や習字にも関心を寄せていた。

周作人の「『唐宋詩醇』与魯迅旧詩」（『魯迅研究資料』第三輯「一九七九年一月」所収）によれば、周福清は光緒二十四年前後、「唐宋詩醇」と魯迅ら諸孫宛てに詩の学び方を記した書き付け（北京魯迅博物館蔵）を送っている。

初学先誦白居易詩、取其明白易曉、味淡而永。

再誦陸游詩、志高詞壯、且多越事。

再誦蘇詩、筆力雄健、辭足達意。

再誦李白詩、思致清逸。

如杜之艱深、韓之奇崛、不能学亦不必学也。

示樟寿諸孫。

子供には難解な杜甫と韓愈を退け、白居易、陸游、蘇軾、李白を勧めているのは、頭脳を明晰にさせ、達意勇壮な表現力を身につけさせることを目指すユニークな教育法と言えよう。後に子弟に『西遊記』を読ませようとしたのも、同様の趣旨からである。この書き付けの内容についても次章「周福清の人間像」でやや詳しく触れる予定である。

また獄中から習字用に各種の字帖を送つてくれたという（周建人前掲「家有長子」）。

第二節 爲放から死へ

本節では爲放されてから亡くなるまでの三年余りの間の周福清の動向を取り上げる。

一 爲放の経緯

周福清は光緒二十七年二月に爲放された。逮捕以来七年余りの歳月が経つていた。

二孫の周作人は爲放を知らせる祖父の手紙を受け取った日の日記に次のように記している。「回家接廿二杭信、云已奉 恩旨准其爲放、拝謁之下、慶忭不勝、井云月杪月初可以回家、書復函拟即日發」（二月二十七日『周作人日記』）。杭州への手紙は翌日発送されている。冬休みに帰郷していた魯迅が慶蕃と共に南京に向けて旅立つた二日後のことである。魯迅と別離したことで悲しみに暮れていた周作人は、周福清の爲放と帰郷の知らせを知つて気持ちが明るくなつた。

爲放は年長の旧友で、その甥薛濟の起こした事件に連座して一旦左遷となり（光緒二十三年）、前年十月二日に刑部左侍郎代理となり、同年十二月二十七日に趙舒翹の後任として刑部尚書に返り咲いていた薛允升⁽¹³⁾の配慮によるものである。ちなみに同年の六月、周福清の挙人同年、吏部左侍郎許景澄（嘉興府嘉興県人）と太常寺卿袁昶（嚴州府桐

廬県人）が義和団の平定と北京の外国公使館の保護を唱えて弾劾され、七月三日に処刑されている（光緒二十七年三月二十四日に周作人は袁昶の福清冤書簡を二通見つけている。『周作人日記』）。

周作人によれば（I）「至辛丑一月、由刑部尚書薛允升附片奏請、依照庚子年刑部在獄犯人予寬免的例、准許釈放、乃是二月回家」（『魯迅的故家』第一部「百草園」三二「介孚公二」）、（II）「這件事因与祖父同年進士、刑部尚書薛允升奏請朝廷、依照庚子年亂中出獄的犯人事定後前來投案悉予免罪的例、將周福清也一律釈放、獲朝廷准許」（『魯迅的青年時代』「祖父的事情」）という。（II）文中の「庚子年亂中出獄的犯人事定後前來投案悉予免罪的例」（『庚子の亂中に出獄した犯人で事件が落ち着いた後に自首して來た者を悉く免罪とする例』）とは、前年十二月三日に、義和團事件のため脱獄したのち自首した官犯黃思永（前右春坊右中允）、徐致靖、龔照璵、席慶雲、何隆簡を恩赦で釈放した件を言うのだろう。以下は黄等の釈放を命ずる同日の上諭。

留京辦事大臣大學士崑岡等奏、查明官犯黃思永等、因變逸出、具呈自首、請旨辦理。得旨、黃思永著加恩開釈、徐致靖、龔照璵、席慶雲、何隆簡既據投首、尚知畏法、著一併加恩釈放、免其治罪。此後如再有犯、定當加等懲辦。

『大清律例』卷五「名例律下」「自首」の条例によれば、斬監候等の重罪犯が変事によつて脱獄し自首して出た場合は一般的には罪一等を減ぜられるにすぎない（「在監斬絞重囚及遣軍流徒人犯、如有因變逸出、自行投歸者、除謀反、叛逆之犯仍照原擬治罪、不准自首他外、余俱照原犯罪名各減一等發落」。前掲薛允升著『讀例存疑點注』等参考）。この場合の釈放は事変という特殊な状況下での例外的措置であつた。

官犯以外の一般重罪犯についても同様の恩赦が行われたものとみられるが、刑部尚書に復帰したばかりの薛允升

は、直接的にはこの官犯例を援用して親友周福清の釈放、免罪を奏請したに違いない。朝廷の首脳陣も刑部左侍郎代理就任以降、会辦陝西賑務という激務をこなしてきた薛允升の要望をむげに退けることはできなかつたのだろう。

薛允升の上奏は（I）の言うように本上奏に添付された「片」の形での上奏であるが、該片は未発見であり、「大清德宗景皇帝實錄」、「光緒朝東華錄」などにも見られない。この片は南京に帰る途中杭州にいた魯迅が書き写し、南京から紹興に送り返したのである（一月二十九日『周作人日記』に「大哥抄刑部尚書薛（允升） 墓片一紙」とある）。

この周福清の釈放に浙江当局は手続き上関わっていたにすぎない。当時の巡撫は余聯沅⁽¹⁵⁾、布政使は朱銓⁽¹⁶⁾、按察使は世杰⁽¹⁷⁾（許星友代理）、杭州府知府は前嘉興府知府の宗培先⁽¹⁸⁾。

周福清が釈放された光緒二十七年の秋審は恩赦により全ての情実犯が一律に停勾となつた。この年の浙江秋審は二度に分けて実施されたか、最初は三月二日で、三月十六日『申報』所載「慮囚典禮」によれば、

杭州訪事友人云、每歲三四月間、各省解到秋審大典。今歲浙江省各州縣解省要犯、由撫憲余晉珊大中丞札委藩司朱伯衡方伯、於本月初一日代為勘訊。計共男婦十四名口。是日黎明時、方伯命駕赴撫轅、臬署司獄領參軍督同哨役、將犯徐樹江、周欽安、徐小一、王汰庸、周學連、夏滿水、鄭汝閑、李万庸、鄭其木、李葛全、徐聚隴、李幅閏、王袁氏、王林氏等犯解至頭門、報名而入。方伯逐一察勘、然後退堂。

二回目は四月十三日で、四月十八日『申報』所載「添兵護獄」、四月二十日『申報』所載「接篆有期」、四月二十五日所載「浙省官場紀事」、五月十日「浙省官場紀事」はそれぞれ次のように伝える。

杭州訪事友人云、浙江大憲將次舉行秋審、各屬應勘人犯陸續押解至省、分寄仁和錢塘二廩獄中。兩邑宰恐人多易滋事端、向來駐獄兵丁額只十名、不敷彈壓、因移請城守官張都戎每獄添撥十名、駐紮獄旁以資防護。

杭州采訪友人云、正任江蘇按察使升署浙江布政使誠果泉方伯到省後、即奉署撫憲余晉珊中丞飭赴新任。原擬本月十三日接篆嗣、因是日適值中丞舉行秋審、前任藩憲宋伯衡方伯須往撫贛伺候、未克交卸。遂改遲至十八日午刻接受閱防。

本月望日為浙江省舉行秋審之期、先期由臬司黃幼農廉訪派定各執事。計彈庄人犯杭同知孟香圃司馬、理事同知桂仁山司馬、候補通判桂金坡別駕、史悠揚別駕、提犯府經歷趙參軍、司獄金少尹、仁和典史方少尉、錢塘典史葉少尉；二門巡風候補巡檢錢少尹金溥、劉少尹培元、伝供投文候補県丞王二尹炳章、分給錢物現任按經歷程參軍、司獄顧參軍、候補府照磨吳參軍元福、從九劉少尹炳照、胡少尹國瑞、典史趙少尉漢儒。

署理浙江按察使正任兩浙鹽運使司黃幼農都轉前因舉行秋審、未便遽易生手、故仍暫綰臬篆。茲於本月初一日奉撫憲余晉珊中丞牌示、現在秋審已過、籌欵緊要、黃署臬司應即飭回本任、所遺臬篆、委現署運司之候補道許道員輪幹理。⁽²¹⁾

さて、四月二十八日に上奏された、浙江の情実犯十名の恩赦による停勾に関する浙江巡撫代理湖南布政使余聯沅の上奏の中で周福清が刑部の上奏で釈放されたことが取り上げられている（同日「軍機處錄副奏折」。中国第一歴史档案館藏。同館編『清代档案史料叢編』第九輯「一九八三年」所収「周福清科場賄賂案」による）。以下に参考のため該上奏文の関連箇所の原文を掲げる。

頭品頂戴、署理浙江巡撫、湖南布政使臣余聯沅跪奏、為秋審案件、遵緩新章、改題為奏、恭折仰祈 聖鑒事。

竊准行在刑部咨稱、秋審案件一律改為具奏。等因。自應遵照辦理。今值光緒二十七年秋審、除上屆秋審情實人犯共十一名、內除官犯周福清一名已准部咨奏准開釈外、其余十名、均逢恩停勾。「下略」

二 釈放の反響

周福清は、刑部の咨文が杭州府に届いたのち、その旨紹興の実家に知らせている〔周作人日記〕)。「下午接杭十一函、云文已到府、刻日即可回家。夜作復函」(光緒二十七年二月十三日)。

一月末に釈放の件を実家に知らせたのち、周福清は馬氏と族人の鳳苞に知らせるとともに家人に『大清律例』を送らせている(『周作人日記』)。「下午接花朝杭信并致馬大姑父函、致仲翔箋。夜作復函」(同年二月四日)。「發信杭函并律例一本。又發吳融信」(同年二月五日)。

馬氏から章氏に釈放の知らせが伝わったか、章氏から周家に刑部の咨文を見たいという手紙が届き、翌日発送している(『周作人日記』)。「晚接章宅函、索觀部咨、作函復之」(同年二月十一日)。「發道坪信」(同年二月十二日)。

三 帰郷後の状況

周福清は二月二十一日の朝に出発するので船を雇つて西興(錢塘江の南岸にある鎮。蕭山県治)まで迎えに来るよ

う命ずる便りを紹興の実家に寄せて いる。

下午接十六日杭信、内云定廿一晨動身、可雇舟至西興來接。即作復函、往大街交全盛寄去。傍晚老慶自杜浦來。

又情人雇舟擬明日開夜船往西興、余擬全去。〔二月十九日〕

帰郷時の様子 二月二十日、周作人は祖父を迎えて西興に向かい、翌々日帰宅している。帰郷時の様子について、周作人は『周作人日記』に次のように記している。

「晴。晚下舟放至西郭、已將初鼓、門团不得出、每以蚨二十、啓焉。行里许、予始就寢、春雨瀟々、打篷甚厲、且行舟甚多、摩舷作聲、久之不能成睡。披衣起閱危言一篇、口占二絕〔略〕坐少刻寢、就枕即成睡矣。少選、又爲舟觸岸驚覺、約四下鐘矣。遂不復睡、挑燈伏枕、作是日日記。書讫推窓一望、曙色朗然、見四岸菜花、色黃如金、縱覘久之、怡然自得。問舟子已至何處、則已到迎立龍蟠左近矣。大雨」（二月二十日）。「晴。晨過蕭山、已刻至西興、盛七房門首、見 大父已在候、半頃輶重始至。午開舟、晚至柯停、就寢。二鼓至西郭門、夜深門已局、至晨始得入」（二月二十一日）。「晴。晨至家」（二月二十二日）。

この三日後に周作人は、南京に戻った魯迅から「別諸弟第三首并跋」を受け取り当日の日記に書き留めている。

章氏と馬氏等親戚等の訪問 周福清の帰郷後、親戚が挨拶に訪れている様子が『周作人日記』に記されている。先ず章氏の場合は「下午道圩章介千姑丈來、午食後去」（二月二十四日）。馬氏の場合は最初娘の徳が来た（二月二十五日「下午吳融大姑母來」）。二月二十六日「下午大姑母回去」。娘婿が来たのはその一週間ほど後のことである（三月九日「上午吳融大姑父來、午食後去」）。三月二十九日には新過橋の陳雪卿なる人物が訪れているが、事件関係者の陳氏の族人か（三月二十九日「[略] 陳君雪卿 [略] 新過橋陳宅、[略]」）。

罵倒癖 周福清の気性は入獄前と変わることなく、帰宅後早々に寡婦張氏（前出。「衍太太」とその愛人秉榕（衍生）の讒言を信じて癪癩を起こし、翰清（玉田）夫人の朱氏などを罵倒している（『周作人日記』）。「祖父信衍治讒、怒嘗」（光緒二十七年三月五日）。「下午大父信速死彌衍諭、罵瑾亦未祖母、大鬧。予聞之、深以為未然。諂人如此凶惡、上天断不能容、大眼看之可也。作致柏輝叔函、講此事、說不必生气、且陪罪」（同月七日）。「傍晚祖父大罵」（四月十一日）。挙げ句は太平天国軍に捕らわれたことのある蔣氏を「長毛嫂嫂」と罵つたり房中の隱語を口にしたりして蔣氏を泣かせたという（『知堂回想錄』二五「風暴的余波」）。（魯迅や作人が故郷を離れて南京に行きたがったのは、張氏たちの讒言に嫌気がさしたからともいう。）

上は「昏太后」、「呆皇帝」（「呆貨」、「什瓜東西」）から下は族人の甥に当る五十、四七（「敗家子」、「呆子孫」）まで、亡父以挺ただ一人を除いて福清に罵られない者はほとんどないという有り様で、釈放に尽力してくれた親友の薛允升までも「糊塗人」と罵倒したという。周建人によれば三人の内孫たちは「烏大菱殼」（ゴミ、役立たず）と罵られたという（前掲「我們不是烏大菱殼」）。

この罵倒癖については、紹興師爺氣質等と絡めて次章で改めて取り上げる。

話し相手元祉との疎遠 致仁義房の周元騰（藕琴）が周福清の釈放された年に息子鳳紀（觀魚）らを伴なつて陝西省から帰郷。元祉が彼地で刑名師爺の地位を得たのは周福清の推薦によるという。周作人『魯迅的故家』第一部「百草園」五九「講西遊記」によれば、周福清はこの元祉にしきりに『西遊記』の話をして何故か煙たがれるようになつたという。周鳳紀の前掲「三台門的遺聞佚事」によれば、周福清は好んで男女間の些末なことを話題とし、特に「廿五太太〔張氏〕的艶史」（後述）について繰り返し『西遊記』を引き合いに出して皮肉つたので、それを嫌つた元祉は

最後は周福清と逢うのを避けるようになった。

一九〇一年他倆先後返紹、久別重逢、倍形親熱、介孚公家居无聊、差不多每天都到我家来找我父聊天。他談鋒健而性情固執、每談一事老是反反復復地談个不了、多數是涉于男女之間的瑣碎事情。我父久聞生厭、也常常提出說：找點別的講講、何必專講。這樣。一次又談到廿五太太的艷史、這件事已經听到過不曉得有多少次，實在有点不耐聽。「以下略」

この点についても詳しく述べ次章「周福清の人物像」で改めて取り上げる。

子弟の教育 すでに前章第四節「經濟的没落」四「子弟の南京遊学」に於て記したように周作人が周福清の帰宅年に江南水師学堂に入学している（直接の契機は、自身の回想によれば、祖父の命による、毎朝の長衫を着ての市場への野菜の買い出しを嫌つたことによる「知堂回想録」二六「脱逃」）。他に祖父の祖母蔣氏に対する侮辱的な発言や母親魯氏への当てこすり「同前二五「風暴的餘波」等」もその理由として挙げられよう。

一方魯迅は翌光緒二十八年二月、江南陸師学堂付設鉱務鉄路学堂から日本に留学するが、当然形式的にではあるにせよ家長たる周福清の許可を得た上でのことであろう。洋務官僚の周福清に異存があつた筈はない。

また周福清は、周元祉の息子周鳳紀に「聖諭広訓」を読んで聞かせるとともに、自分が使つていた「聖諭広訓」を鳳紀に与え、熟読するよう命じたが、鳳紀が読まなかつたため、周福清は「これは大切なもので、府学、県学の教師が毎月一日と月半に学宮の明倫堂で廩、貢、生、監を集めて輪読し民衆に聞かせるものであり、また学台が歲試の際に默誦試験を課すものもあるから、いい加減に扱つてはならぬ」と言つたという（前掲「三台門的遺聞佚事」）。ただ「聖諭広訓」は単に科挙受験に必須のものにすぎず（宮崎市定『科挙』等参照）、これの学習を子弟に強いたこと

に特別の意味を持たせる必要はない。

この周福清の教育方法についても次章「周福清の人物像」で改めて取り上げる。

親族の死 魯家の親戚酈昌言（拝卿）、阿片吸いの魯怡堂、怡堂の一人息子延蓀（佩紳）、魯迅の許嫁朱安の族人朱震汀、それに阿片吸いの族人秉榕（五十）の五人が、光緒二十八年、魯迅が日本に旅立った後に、長女徳の夫馬惟良が周福清の死の前後にそれぞれ亡くなっている（馬の正確な死亡年は不明。徳の死「光緒三十二年」の二、三年前のことという）。

三 死

周福清は、日露戦争の最中の光緒三十年六月一日、新台門の実家にて病卒。享年六十八歳（當時妻蔣氏は七十三歳。妾の潘氏は三十七歳）。周福清の亡くなる十日ほど前、同年五月二十日、戊戌新法を支持したため政変後「革職永不叙用、交地方官嚴加管束」の処分を受けた元戸部尚書兼協辦大學士翁同龢が郷里常熟（江蘇）で亡くなっている（七十五歳）。蘇州に引き籠もっていた翁同龢は四月二十一日に甥の翁曾桂⁽²²⁾を勤務先の浙江布政使司署に訪ね、暫く滞在して杭州の名所旧跡巡りを楽しんだのち病を得、四月二十七日に彼地を離れ帰郷していた。友人の王彥威（弢夫）と王鵬運（幼霞）が同年に、事件の摘発を主張した周錫恩が前年に亡くなっている。一旦離任し同年春に帰任している⁽²³⁾会稽県知県俞鳳岡は高齢を理由に福清の死亡前に再度離任している。翌年には周福清が執着し続けた科挙が廃止された。

発病と死 周鳳紀は、周福清は最初「呃逆」（肺炎）が起り、文郁同様、周福清も何廉臣の処方の間違いによつて快復不能になつたとする（前掲「三台門的遺聞佚事」）。

他「魯迅」祖父介孚公之病、也何嘗不為他「何廉臣」所誤。介孚公病初起「呃逆」不止、招藕琴公「鳳紀の父親」往診、我父以年老呃逆、病象嚴重、自己于医理雖有研究、但无經驗、未敢輕率立方、建議另延名医為妥。不知怎樣又去請了何廉臣來、他切脉后處了一張藥方、藕琴公見方內有“猴棗”〔猿の胆嚢、輸胆管中の結石〕一味、認為不大妥當、即提出請何廉臣考慮、他堅執成見、且認為非用“猴棗”不可、亦即聽其撮服、結果是逐步轉劇以至死、始終是由他一手經理。

周建人によれば、五月頃發病し、元氣そうに見えたが風邪のような症状が出て呼吸がやや荒いため、家族が何廉臣を呼んだところ手遅れと診断された。家族は他の医者の診察を勧めたが福清は断り、族長の熊三公公に後事を託して「我想、医生一般不肯道么說、他既這么直說、肯定是有把握。人總要死的、我年六十八、不算短寿、也可以了、如今家境不太好、辦后事量力而為子！ 總要為活人着想、葬事从簡」と語つたという（『魯迅故家的敗落』十九「祖父的自挽」）。

葬式 長男の文郁はつとに亡くなつており、慣例によれば長孫の魯迅（二十四歳）が葬式の主宰者を務めなければならぬが、魯迅は日本に留学して帰国することが困難であつたためであろう（魯迅は光緒二十八年に渡日して東京の弘文学院速成科に学び、当時すでに同学院を卒業し、仙台の医学専門学校への進学「七月二十二日」が決まつてもいた）、たまたま遊学先の南京から帰郷していた二孫の周作人が代わりに葬儀を取り仕切つた（『知堂回想錄』四八「祖父的喪」）。周作人は“乱党”への参加を恐れた叔祖周慶蕃の勧めで帰郷していたのである。ただ魯迅が帰国し

なかつたのは、当時日露戦争が進行中で、海路が危険であつたことにもよるのではないかとも見られる。

妾腹の二男文治はまだ江南水師学堂で学んでおり南京にいた（翌光緒三十一年卒業して海軍へ。但し光緒三十年卒業とする資料もある）。周福清は出獄後も文治の結婚について配慮することがなかつたという（周建人前掲「祖父的自挽」）。

周建人によれば（前掲「祖父的自挽」）、葬式は遺言では簡単にのことであつたが、弔問の受付を除いてしきたりに則つて執り行われたといふ。長女徳と事件の教唆者と見られる義兄章錫祺などごく近い親戚も来、和尚や道士を呼んで読経などをして貰つたが、寂しい式であった。野辺の送りも参列者は少なかつたが、章錫祺とその息子は参加したといふ。柩は小南山頭（紹興府城南郊外）の周氏の殯屋に仮安置された。

自 挽 周建人前掲「祖父的自挽」によれば、周福清は病床で自ら輓聯を詠んだ。

死若有知、地下相逢多骨肉。死して若し知有らば、地下にて多くの骨肉に相逢はん。

生原無補、世間何時立綱常。生きて原補ふ無ければ、世間に何れの時か綱常立たん。

周建人は、魯迅は父親文郁を罵つた内容だと推測したが、自分は必ずしも同意できないとしている。段國超氏は「他的親人多在地下、活着的人和他并不親熟・人世間的綱常紊乱了、活着也没有什么用处」と解釈している（『魯迅研究資料』第二十一輯「一九八九年七月」所収「魯迅的祖父－周福清」）。ただ筆者は、周福清は文郁が亡くなつた時にも、その阿片の吸引を批判して挽聯を詠んでいることから、魯迅の見解に賛成である。拙訳は「死んでもし知覚があれば（つまり本当に亡靈になれるなら）、冥土で多くの身内に逢えることであろう（あの世で身内に逢いたいが、そんなことは有り得ない）。生きていても元々助つ人はいないから、この世に道徳が立つことはない（この世にはわし

を助けて道徳を唱える者はいなかつた」⁽²⁶⁾。

妾潘氏の離縁 妾の潘氏は周福清の死の五年後の宣統元年、魯迅が日本留学を終えて帰国する前に「癰眼疤」（目蓋）にできたおできの腫れた跡のことをいう）という渾名の男と駆け落ちし、同年暮に一旦帰宅。正妻蔣氏に家を出たいとの申し出をし、蔣氏はこれを認めた。潘氏は二度と周家の敷居をまたがないとの誓約書を蔣氏に渡し、蔣氏は離縁承認書を潘氏に渡している。誓約書、離縁承認書いずれも族人による代筆であり、最初は覆益橋周氏新台門致仁礼房の秉權（字を衡亭と言い）〔『越城周氏支譜』による。亭は廷とも書く。両者は意味は異なるが発音は同じ〕、別字を子衡と言う〔前傾周觀魚「三台門的遺聞佚事」などによる〕。若い頃に県の役所で朱墨師爺「文書顧問」を勤めたことがあるという）に依頼し、ついで下書きの段階で理由は定かでないが過橋台門中忠慎房の錫璋（字は子明。号は芹侯）に交替し、この錫璋が正文を執筆した（以上、『魯迅的故家』第一部「百草園」六〇「伯升」、『知堂回想錄』一九二「拾遺（丙）——在杭州——」、「魯迅故家的敗落」二十四「大哥帰國」、紹興魯迅紀念館蔵の誓約書とその下書き、並びに承認書の下書きによる）。

誓約書と承認書の各下書きは一枚の紙に書かれており、文面は次の通り。

立筆據人妾周門潘氏 妾因家中清苦、思投靠母家親戚、已蒙主母応允。嗣出門外以後、無論景況何如、終身不入周家之門、決無異言。此據。

宣統元年 十一月廿五日立筆據人妾周門潘氏

代筆周子珩

主母蔣諭妾潘氏、頃因汝立筆據、知汝嫌吾家清苦、情愿（投靠）親戚、並非虛言。嗣後遠離家鄉、听汝自便、決不根究。汝可放心。即以此諭作憑可也。

悉。

主母蔣諭、

代筆周子珩。

主母蔣諭妾潘氏、頃因汝探親出門、

「珩」字と「衡」字は意味は異なるが発音は同じであり、子珩が秉權（子衡）であることが分かる。最後の一行はそれ以前とは明らかに字体がことなり、次ぎに引く錫璋の書いた誓約書の正文の字体と同じことから、錫璋が書いたものであることが分かる。

正式の誓約書の本文は以下の通り。

立筆據妾潘氏、頃因情愿外出自度、無論景況如何、終身不入周家之門、決無異言。此據。

宣統元年十二月初八日、立筆據妾潘氏○、

代筆周芹侯花押。

これは『知堂回想錄』にも引かれている（但し「潘氏」の次の署名代わりの○印を省略してある）。

正式の承認書は潘氏の手に渡つており、現存しないが、周作人が下書きを『知堂回想録』に収録している。それに
よれば文面は次の通り。

主母蔣諭妾潘氏、頃因汝嫌吾家清苦、情願投算親戚、並非虛言；嗣後遠離家鄉、聽汝自便、決不根究、汝可放心、即以此諭作憑可也。

宣統元年十二月初八日、主母蔣諭。

これは先に筆者が引いた下書きとは内容が些か異なる。承認書の下書きに二種類あつたのであろうか、それとも周作人が祖母の「名誉」のために下書きを改竄し代筆の事実を隠蔽しようとしたのであろうか。恐らく後者であろう。なお正式の承認書には蔣氏の○印、錫璋の氏名〔代筆周芹侯〕と花押が記されていた筈である。

この潘氏の離縁も周家の没落を物語る出来事の一つといえよう。

正妻蔣氏の死

潘氏の離縁から四ヶ月ほど後の宣統二年四月五日病卒。享年六十九歳。杭州の浙江両級師範学堂で教員を勤めていた魯迅が帰郷して葬儀を主宰した。作人は東京にて不参加。一男の文治は二管輪として軍艦に乗つており、後から葬式に駆けつけたという（『魯迅的故家』第一部「百草園」四四「祖母」）。またすでに記したように、周建人は病床に伏せつた蔣氏から科挙不正事件の「真相」を打ち明けられた（『魯迅故家的敗落』二十五「孤独者」）。

魯迅の小説「孤独者」の中で主人公が祖母の葬式を嘗む場面は作者の体験を踏まえているとの証言もある。長年に亘って夫の畜妾と激しい罵倒に苦しめられた蔣氏は、周福清の死、妾潘氏の離縁、それに自らの死によつてようやく全ての苦しみから解放されたと言えよう。この時往診して貰つたのも何廉臣であつたと言う（周建人前掲「孤独者」）。

周家では親戚から阮港逍遙派に不要の寿墳を三ヵ所買ひ、蔣氏の死後、周福清、先妻の孫氏、それに蔣氏三人を埋葬した〔魯迅的故家〕第一部「百草園」五八「墓碑」)。

(待 続)

* 引用文中の()は原注、「」は引用者注。

1 周建人によれば周福清は獄中で金を払つて『申報』が読めたので世情に割りと明るかつたという(『魯迅故家の敗落』

十五「風云變幻」)。

2 聶緝黎(仲芳)は湖南衡州府衡山県人。副貢。江蘇蘇松太道。光緒十九年十二月二日浙江按察使。同二十二年七月江蘇布政使。同二十五年六月兼同省巡撫代理。同二十六年十二月湖北巡撫。同二十七年江蘇巡撫。同年安徽巡撫。同二十八年

浙江巡撫(着任は翌年)。同三十一年解任。

3 胡聘之の字は蘄生。湖北安陸府天門県人。同治四年乙丑科進士(殿試第二甲第九名)、翰林院庶吉士。編修。順天府尹。光緒十七年山西布政使。同二十一年三月浙江布政使(同月二十五日『翁文恭公日記』にも「胡聘之調浙藩」とある)。同年七月陝西巡撫。同年八月山西巡撫(同年九月布政使員鳳林が代理に)。同二十五年解任。

4 光緒二十一年秋季の『大清摺紳全書』は未見だが、夏季(東京大学東洋文化研究所等蔵)によれば当時の刑科給事中と浙江道監察御史の名簿は次の通り。

刑科給事中:掌印富亮(滿鑲藍旗人)、同吳光奎(聚垣)。四川重慶府綦江県人。舉人)、英樸(厚之)。滿正藍旗人)、謝雋枋(山東登州府福山県人。光緒六年庚辰科進士。「殿試第二甲第七十一名。李慈銘、褚成博と同年」)。浙江道監察御史:掌印宗室鍾華(正藍旗人)、同易俊(湖北武昌府興國州人。拔貢)、賡颺(蘭舫)。滿鑲藍旗人)、李念茲(直隸天津府塩山

県人。同治十三年甲戌科進士〔殿試第三甲第四十九名〕。

5 ちなみに同年六月三十日『大清德宗景皇帝實錄』に「又 諭、本年勾到事宜、著照現行章程辦理、新旧各案、即著並辦」とある。

6 龍錫慶は福建塩道から光緒二十年湖北按察使。同二十一年七月浙江布政使。翌年罷免。

7 林啟は、字は迪臣（人）。福建福州府侯官県人。光緒二年丙子科進士（殿試第二甲第九十三名）、翰林院庶吉士。編修。同十一年兼陝西學政。同二十二年六月調現職。一年で任期満了。

8 恽祖翼（崧耘）は周福清の進士同年恽彥彬の従弟。江蘇常州府陽湖県人。湖北漢黃德道。光緒二十一年同按察使。同二十二年十月浙江布政使。「貪贊徇私声名狼藉」「到浙以来、駁刻自肥」として彈劾されるも、同二十六年二月十五日「被參各節、均無實據、請免置議」との巡撫劉樹堂の調査結果を踏まえて、「從之」との判決が下る。同年十月四日同省巡撫。同年十二月十日丁憂開缺。同月二十一日回籍。翌年四月免官（ほどなくして卒）。

9 丁峻（潛生）は安徽廬縣和道から光緒二十二年七月浙江按察使。同二十五年四月罷免。

10 李光久は江蘇蘇松太道から光緒二十五年四月三日浙江按察使。同年九月二十日解任、專辦海防に。

11 予定では皇帝の三十歳の誕生日の恩典として光緒二十六年に恩科鄉試、翌年に恩科会試を実施し、本来同二十六年に実施される筈であった正科鄉試は翌年に、翌年の正科会試は翌々年に実施されることになっていた（同二十五年十二月二十九日上諭）が、その後更に何度も日程の変更を余儀なくされた。

12 元富山大学人文学部教授三寶政美氏の手による翻訳がある〔富山大学人文学部紀要〕創刊号「一九九三年三月」所載「周福清『恒訓』の世界——その訳注と解説——」。遺憾ながら紙幅の都合により、本論では敝訳を載せないが、別途原文と併せて敝訳を披露する（信州大学人文学部『人文科学論集』第三十四号〔二〇〇〇年三月〕と同第三十五号〔二〇〇〇年三月〕に分載）。

13

薛允升は光緒二十六年十二月二十七日『王文韶日記』によれば、「世統升礼尚、阿克丹升理尚、貽谷升兵左、薛允升升刑尚、戴鴻慈升刑左」（二十七日内閣奉上諭刑部尚書著薛允升補授、欽此）。薛允升は任命の撤回を上奏したが退けられていた（二十八日内閣奉上諭薛允升奏重任難勝懇恩收回成命一摺。現在時局艱難、大小臣工、宜如何美心任事劳瘁不辭？薛允升昨授刑部尚書、係朝廷破格擢用、自當感激図報。乃以衰病具辭、未免有意沽名。且復以暫署侍郎為請、既同辦一事、豈有可供職侍郎而不能供職尚書之理、薛允升所請收回成命之処、著不准行。並伝旨申飭、嗣後如再有似此虛文瀆請者、定即開缺重処。欽此。）。

刑部尚書として同二十年甲午正科順天鄉試正考官。同二十年十二月一日被賜（計三十名）。同二十一年四月十七日『翁文恭公日記』によると、「知派貢士復試閱卷」（阿克丹も）。同二十二年七月十四日『翁文恭公日記』「是日刑部議太監李長材等罪名、仍請照原擬立決、折尾仍有請旨語、文字曲折頗好、上斥其含混、交旨令擬定罪名再奏、蓋惡其先執一而復又双請也」、同月十九日「是日刑部復奏太監罪名、奉旨依議（決一人、緩一人、減二人為黒龍江、餘照旧）」。

周福清が釈放された年の十月三日、西安から北京に戻る途中、河南にて病卒。八十二歳。同日上諭「予祭葬、賞其子薛丞謹員外郎、薛家熙主事」、翌日上諭「予故刑部尚書薛允升、卽典、賞銀一千両治葬、孫二品廕生薛承煦以主事、一品廕生薛成謨以員外郎用」。後任は張百熙。

14 光緒二十六年九月十八日上諭によれば、当時官犯黃思永がすでに「因乱出禁」しており、該上諭により他の刑部収監の官犯や重要犯の脱走の有無の調査命令と帰郷している場合の逮捕命令が下された。

15 余聯沅、字は晋（搘）珊。湖北德安府孝感県人。光緒三年丁丑科進士（榜眼。状元は王仁堪）。編修。同二十年五月吏科給事中に。給事中時代、その名が『翁文恭公日記』に頻繁に登場する。「余聯沅効志銳閱考差卷輒將詩句与人印証、命回奏」（同二十年二月二十八日）。「余聯沅摺（三策・上攻東京、次守海口、下与倭戰、請廷議）、片（保劉銘伝、劉錦棠、劉永福、陳湜）」（同年六月十八日）。「余聯沅摺則云電報匿不以聞、又多改易、効訛署蒙蔽」（同年七月十三日）。「看摺

〔略〕件（曾広鈞、周承元、鐘徳祥、王騰運、易俊、余聯沅、褚成博連衡）、余謂「略」、其餘各摺皆駁、惟余、褚請神機兵勿扎通州摺准行（改南苑操防）（同年七月十七日）。「余聯沅摺（參北洋賄誤大局六）」（同年七月二十六日）。「洪良品、余聯沅摺、皆劾葉志超等」（同年九月十日）。「封奏五件（翰林院代奏三件、馮煦、王榮商、張仲炘、余聯沅）、未及徧閱而起已下。見起四刻、因看封奏、未至書房、午初始退」（同年十一月十九日『翁文恭公日記』）。「封奏二件（岑春煊、余聯沅）」（同年十二月一日『翁文恭公日記』）。

長女佩秋は科挙不正事件の摘発主張者周錫恩の息子と婚約するも嫁入り前に卒（時期は不明）。その死と事件の発生との関係の有無は不詳。

同二十六年江蘇蘇松太道（上海道）を経て湖南布政使に。同年十二月十日浙江巡撫惲祖翼の丁憂に伴い本任の湖南布政使から浙江巡撫代理に（十二月十日『王文韶日記』）に「尚在上海道任」とある。十八日に上海を出発。着任後に前任の惲祖翼との間で事務引継。激務により持病の肝炎が再発した上風邪をひいたため翌年元旦の行事は布政使の朱銓が主宰したという（同二十七年一月十一日『申報』所載「政体違和」）。余聯沅の病気は長引き、三月にやっと公務に復帰した。一月二十七日『申報』所載「浙江省官場紀事」、二月八日『申報』所載「浙撫延医」、三月十八日『浙江省官場紀事』「到任後患痔不能起坐者已兩月」、五月十日『浙江省官場紀事』等参照）。同年四月六日、河東河道總督任道鎔が浙江巡撫に任命され、代理の余聯沅は同日に本任の湖南布政使として長沙に赴任することになるが、任道鎔の着任は同年五月末であり、それまで引き続き余聯沅が代理を勤めた。余聯沅は病氣を理由に湖南布政使職からの離任を望む上奏をしたが、五月二十一日の上諭で退けられている。同年病卒。

16 栄銓（伯衡）は滿州正紅旗人。舉人。直隸永定河道から光緒二十五年九月浙江按察使。同二十六年十月四日同省布政使。翌年三月十一日職務怠慢により革職。後任は誠勳。

17 世杰（之振）は滿州鑲黃旗人。廢生。浙江鹽運使（後任は黃祖絡〔注20参照〕）。光緒二十六年十月五日浙江按察使。同

二十七年三月病卒。病死は布政使宋銓の革職事件と関係があるか。

宗培先。子材。前任の朱啓鳳は道員用に。

18 誠勲（果泉）は滿州正白旗人。廢生。浙江寧紹台道。光緒二十六年十二月正任江蘇按察使。同二十七年升署浙江布政使。四月五日杭州着。四月十八日事務引繼。七月三十日正任に。同二十八年浙江巡撫代理。同年安徽巡撫。翌年赴任。同三十二年改江寧將軍。同年広州將軍。同三十三年察哈爾都統（広将）。宣統三年奕劻閣弼德院顧問（広将）。

19 黄祖絡。幼農。正任兩浙鹽運使、浙江按察使代理、五月十四日帰任。

20 黃許榦。豫生。浙江候補道。正任浙江按察使は湍多布（四月六日任命）。

21 翁曾桂（小山）は翁同龢の長兄翁同書の子。湖南岳常澧道。光緒二十年江西按察使。同二十二年同省布政使。同二十四年憂免。同二十八年現職。同二十九年兼浙江巡撫代理。同三十一年解任。

22 科挙不正事件発生時に周家のために骨を折つてくれた会稽県知県愈鳳岡は一旦離任した後、周福清が釈放される前年、

光緒二十六年に会稽県知県に復帰するも（同年七月十六日『申報』所載「鑑湖秋月」に「紹興訪事人云、署浙江会稽県知県黃大令於去年七月某日蒞任、現届一年期滿。經藩憲憚松方伯調省差委遺缺、飭正任是缺之愈振嚴大令鳳岡回任。按愈大令籍江西某邑、自光緒七年題補是缺、旋即奉飭履新、嗣是屢調簾差、大計卓異、上峯頗垂青睞。調署溫州府平陽縣篆、去夏交卸回省。茲者兎鳥重來、駕輕就熟、必能興利除弊、慰彼都人士屬望之心也」とある）、再び離任し、もう一度光緒三十年に復職するが、高齢のため辞職を願い出たという（同年四月十七日『申報』所載「浣紗艷蹟」に「正任会稽県愈鳳岡大令、自奉飭回任以來甫將一月、目擊公務叢集措置為難、又自顧年屆古稀精力已衰、不耐勞苦、因稟知上憲乞骸帰里、以息仔肩」とある）。愈鳳岡の後任は蔡錫候（畏三）代理。

24 周鳳紀によれば、何廉臣の「怪しげな」処方で亡くなつた族人は、文郁と福清の他に「一个長親」（世代が上のさる親戚）と実父（元祉）。一九二〇年卒）がいるという。

25 規定では、魯迅は東京帝國大学工科採鉱冶金科に入学しなければならなかつたという（周建人『魯迅故家の敗落』二十

〔難忘的教訓〕）。魯迅は渡日前に江南陸師学堂付設鉱務鐵路学堂で鉱山学を学んでいた。

26 ただ息子文郁を罵つたものでないという可能性も払拭しきれない。その場合、本聯はむしろ周福清が自分のふがいなさを悔やんだもの或いは自分を取り立ててくれなかつた朝廷を恨んだものとなる（後句の訳は「生きていた時は天下国家になんら役に立たず、国家に有益な事業を行なうことがなかつた」「ここに不平不満の気持ちが込められている」、「そして今や天下は道徳が廃れている」）何時になつたら世間「つまり國家」に綱常の道徳倫理を打ち立てることができるのだろう「恐らくそれは不可能であろう」となる）。

27 周作人『知堂回想録』二四「幾乎成了小流氓」によれば、庚子事変前後に周作人とも交遊のあつた紹興の小ゴロツキ姜渭河（阿九）。

28 秉権が福清や錫璋の次の世代、つまり魯迅、周作人の父親文郁と同世代であるためか。